資料
３４

公立小・中学校の統合に係る助成等（文部科学省等）について

１　通学関係（スクールバス購入費等）

●補助金名：へき地児童生徒援助費等補助金

人口の過疎減少に起因する学校統合に係る小・中学校の児童生徒の遠距離通学（小学校４ｋｍ以上、中学校６ｋｍ以上）に要する交通費の一部を国が補助する。

（１）スクールバス等購入費

ア　補助対象経費

スクールバスとは、常態として専ら遠距離通学児童（４ｋｍ以上）・生徒（６ｋｍ以上）の通学の用に供するために運行される車両である。

イ　補助率及び補助限度額

購入費の２分の１の額（補助限度額：１台当たり３７１万円）

※町負担分については、過疎対策事業債の対象

（２）遠距離通学費等

ア　補助対象経費

（ア）通学に要する交通費は、常態として交通機関を利用して通学する児童・生徒に係る往復の交通費

（イ）通学費（補助）の対象とならない経費

Ａ　市町村所有のスクールバス等の維持運営費

Ｂ　市町村所有のスクールバス等の運行業務委託料　ほか

※上記Ａ・Ｂについては、町負担となる。ただし、過疎対策事業債の対象

イ　補助率

町が負担した経費の２分の１の額

２　施設関係

●負担金名：公立学校施設整備費負担金

（小・中学校等の統合校舎・屋内運動場の新増築）

小・中学校等を適正な規模にするために統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、その教育の円滑な実施を確保する。

（1）負担率

区　分	原　則	主な負担率の特例		
		離 島	原子力、奄美、水源等	沖　縄
校　　　舎	1/2	5.5/10	5.5/10	7.5/10
屋内運動場	1/2	1/2	5.5/10	7.5/10

（2）資格面積（補助対象となる面積）の算定方法

※資格面積　＝　必要面積　－　保有面積

ア　必要面積

工事を行う学校の学級数等の基準面積に応じ、学校種（小・中学校）ごとに定められる教育を行うのに必要な最低限の面積。

※統合を行う３年度内に新増築を行う場合、学級数を算定する日は、統合を行う年度の５月１日となる（施設は、学校統合が条例等で定められたものに限り、統合予定年度の３年前から整備することができる）。

イ　保有面積

新増築を行う年度の５月１日に保有する統合校の面積

●交付金名：学校施設環境改善交付金（学校統合に伴う既存施設の改修）

小・中学校等を適正な規模にするため統合しようとする又は統合したことに伴い実施する既存の校舎又は屋内運動場の改修に要する経費の一部に国庫補助を行うことにより、これらの学校施設の整備充実を図り、教育の円滑な実施に資する。

（1）交付金の算定割合

区　分	原　則	主な負担率の特例		
		離 島	原子力、奄美、水源等	沖　縄
校　　　舎	1/2	5.5/10	5.5/10	7.5/10
屋内運動場	1/2	1/2	5.5/10	7.5/10

（2）工事内容

ア　老朽建物の長寿命化を図るために必要な工事

イ　建物全体の改修工事

ウ　既存施設を統合校舎等として使用するために必要な改修工事

例）余裕教室等の空きスペースを特別教室等に転用するための工事

統合に伴う普通教室等の機能改善を行う工事

（3）交付金算定対象の範囲等

ア　上記（2）アに該当する事業は、1校当たり7,000万円以上の事業が対象となる。

イ　上記（2）イに該当する事業は、1校当たり7,000万円以上の事業が対象となる。また上限額は2億円とする。

ウ　上記（2）ウに該当する事業は、1校当たり400万円以上の事業が対象となる。また限額は2億円とする。

（4）留意事項

学校統合が条例等で定められたものに限り、学校統合の予定年度の3年度前から整備することができる。

3　学校統合に関する都道府県の独自の支援

●小・中学校統合支援事業（例：福岡県）

（1）財政支援

スクールバス購入、小規模改修、教材・運動器具等購入、物品移転　ほか

（2）人的支援

統合後3年間の範囲内で教員を1人加配

（3）補助率及び補助限度額

補助対象経費の2分の1の額（補助限度額：８００万円）